

平成28年度第2回石狩市介護保険事業運営推進協議会

- ★開催日 平成28年11月25日（金）
- ★時 間 午後6時00分～
- ★場 所 石狩市総合保健福祉センター
りんくる 3階 視聴覚室
- ★傍聴者数 0人

【出席者】

委 員：橋本（伸）会長、橋本（透）副会長、須貝委員、渡辺（教）委員、奥山委員
堀内委員、渡辺（愛）委員 （7名）
事務局：巴課長、長谷川課長、内藤主査、宮主査、高田主査、岩本主査、飯岡主査
富木主査、小島主査、 （9名）

議事録

【事務局：巴課長】

本日は大変お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。

定刻でございますので、ただ今から、「平成28年度第2回石狩市介護保険事業運営推進協議会」を開会いたします。

開会に先立ちまして、資料の確認をお願いしたいと思います。

事前に配付させていただいております、「会議次第」と「第2回介護保険事業運営推進協議会会議資料」の2種類となりますが、お手元に無い方がいらっしゃいましたら、事務局に申し出ください。

本日は、野村委員・松原委員・川村委員から欠席との連絡を受けております。

なお、現在の出席者は7名ですので、「石狩市介護保険事業運営推進協議会設置要綱」第4条第2項の規定により委員の過半数のご出席をいただきましたことから本協議会が成立されますことをご報告いたします。

それでは、会議次第の2以降についての進行は会長となりますので、橋本会長よろしく願いいたします。

【橋本（伸）会長】

それでは、会議を進行いたしたいと存じます。

まず、皆様ご存知と思いますが、この協議会は、議事録を作成いたしますので、ご発言をする際はご自分のお名前を述べてからお願いいたします。また、議事録に関しましては、皆さんの発言等を要約して記載しますので、ご了承ください。本会議につきましては、午後7時30分を目処に終了したいと思いますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、会議次第の３の（１）「石狩市介護予防・日常生活支援総合事業について」を議題と致します。

まず、①の「石狩市介護予防・日常生活支援総合事業の概要について」の説明を事務局よりお願いいたします。

【事務局：内藤主幹説明 資料P 1～6】

（１）石狩市介護予防・日常生活支援総合事業について

①石狩市介護予防・日常生活支援総合事業の概要について

【橋本（伸）会長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、このことについて何か質問等ありますか。

【橋本（透）副会長】

平成２９年度４月からということで単価が今までどおりということですが、平成３０年度の介護保険の報酬改定があると思いますが、その時には総合事業の単価は示されないのでしょうか。そのような場合、市独自の単価を決めるということでしょうか？

【事務局：内藤主幹】

そのとおりです。

【橋本（透）副会長】

要支援の方々が利用しているのですが、今後は基準の低いサービスを利用する時には、介護申請を受けないで利用するのでしょうか？

【事務局：内藤主幹】

今までどおり要支援認定を受ける場合と基本チェックリストを使い基準に該当した場合は総合事業のサービスのみ利用できることになります。

【橋本（透）副会長】

総合事業の単価というものはあるのですか？

【事務局：内藤主幹】

市が定める単価によりサービスを利用していただくことになります。

【橋本（透）副会長】

A型のサービスを利用する場合は要支援の認定を持っている方との差はでてくるのでしょうか？

【事務局：内藤主幹】

差はありません。ただし、支給限度額において、基本チェックリストによってサービスを受けることとなった方については、要支援1と同様の額を定めることとなります。

【橋本（透）副会長】

A型のサービスを行う事業所はあるのでしょうか？

【事務局：内藤主幹】

8箇所の訪問介護事業所が参入する予定です。通所介護については、平成29年4月に参入する事業所があるかどうかは未定でございます。

両サービスともに人員基準の資格要件の緩和を考慮しており、介護福祉士ではなくても、市の研修を受けたものであればサービスを提供することができることとしておりますので、各事業所には、今雇用されている介護福祉の方に悪い影響のないように、市の研修を受けた方を雇用して事業を実施していただきたいと考えております。

4月時点の基準緩和サービス利用者については、ゼロに近いのではないかと思います。

【堀内委員】

一部基準の緩和というのは、資格要件を緩和するということですか。それともサービス内容を緩和されるということでしょうか？

【事務局：内藤主幹】

一部基準の緩和とは資格要件です。サービス内容については、国が定めるもの以外はサービスを提供してはいけなくなっております。訪問型サービスAは生活支援以外は行わない。身体介護はしないとしております。

【橋本（透）副会長】

通所介護を行っている事業所で、要介護と要支援が一緒にやっている事業所に関しては、緩和型のサービスはできるのでしょうか？

【事務局：内藤主幹】

今までどおりの場合は、現行どおりという設定があります。また、A型のサービスへの参入は事業所の判断となります。

【橋本（伸）会長】

ほかにごいませんか。ないようですので、質疑を終わらせていただきます。

続きまして、②の「訪問型サービス、通所型サービスの基準・単価（案）及び介護予防ケア

マネジメントのプロセスと類型・単価（案）について」の説明を事務局よりお願いいたします。

【事務局：内藤主幹説明 資料P 7～10】

（１）石狩市介護予防・日常生活支援総合事業について

②訪問型サービス、通所型サービスの基準・単価（案）及び介護予防ケアマネジメントのプロセスと類型・単価（案）について

【橋本（伸）会長】

ただ今、事務局から総合事業に関する「単価（案）」が示されましたが、あくまでも（案）ということですので、本協議会からの意見とパブリックコメントの意見を尊重して単価を決めていくこととなりますので、ご意見等あればよろしくお願いいたします。

【橋本（透）副会長】

通所型サービスの１回と２回では単価が違うのでしょうか。また、利用時間の決まりはあるのでしょうか？

【事務局：内藤主幹】

現行相当については、国の基準と同額となりますが、A型に関しては、４時間以上としております。

【橋本（透）副会長】

利用時間に差があっても単価が一緒であることに問題は生じないのでしょうか？

【事務局：内藤主幹】

今後サービスをやっていく中で問題等が生じましたらその都度変更していきたいと考えております。

【橋本（透）副会長】

変更する場合は、平成３０年となりますか。また、その金額については当協議会で決めていくこととなるのでしょうか？

【事務局：内藤主幹】

価格の設定については、実施要綱を作成することとなっており、そこに記載されることとなります。その中の価格を変更する場合には、この協議会にかけていくこととなります。また、パブリックコメントも実施して市民のご意見をいただきながら決めていくこととなります。

【橋本（伸）会長】

石狩市としてこの事業をマネジメントしていくということですね。

【橋本（透）副会長】

ケアマネジメントのケアマネ1人当たりの上限件数は決まっていますか？

【事務局：岩本主査】

ケアマネジメントの人数は決まっておりません。

【橋本（伸）会長】

従事者の研修を市独自に設定し、受講者をスタッフとして育成していくということですが、その研修の参加料や研修の日程というのはこれから決まっていくのでしょうか？

【事務局：内藤主幹】

カリキュラムについては、8時間の座学と同行訪問を予定しております。参加料は無料でテキスト代のみ実費負担していただこうと考えております。

【橋本（伸）会長】

平成29年4月スタートということであれば、研修は前もってやらなければいけないと思いますが、いつ頃を予定しておりますか？

【事務局：内藤主幹】

3月を予定しており、訪問介護の事業所の方にもご協力をいただき講師を引き受けていただくこととなっております。その後については、希望者が出てきた時に対応できるよう準備を進めております。

【須貝委員】

研修はどこが主体となってやるのでしょうか？

【事務局：内藤主幹】

市です。訪問介護の事業所とプログラムを考えていくつもりです。

【須貝委員】

もうちょっと早めに広報したほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか？

【事務局：内藤主幹】

従事者の関係ですが、平成29年4月に開始はされるのですが、平成29年4月にあわせた

準備というよりは、2025年に向けてどのような体制を築いていくかを考えております。

【渡辺（教）委員】

介護保険ですと実地指導というものがありますが、総合事業に関してはどのようなのでしょうか？

【事務局：高田主査】

実地指導は市町村でやっていくこととなります。訪問介護と通所介護事業所については、要介護については、北海道の権限があり、要支援は市となりますことから実地指導の権限者が2つとなります。北海道とも連携して合同での実施を予定しておりますが、市の実地指導については、3年に1回はやろうと考えております。

【渡辺（教）委員】

地域密着型通所介護と総合事業を行っている場合は、実地指導はどうなりますか？

【事務局：高田主査】

地域密着型サービス事業所と併せて実施しようと考えております。

【橋本（伸）会長】

事業所の指定に関しては、どのような手続きが必要になりますか？

【事務局：高田主査】

事業所の指定については、平成27年4月から国で総合事業がスタートしていますが、平成27年4月以前からある事業所については、みなし指定となり手続きは不要となります。しかし、みなしの指定期間は平成30年3月31日までとなりますので、その後については改めて指定更新申請が必要となります。ただ、平成29年4月から開始される訪問型・通所型サービスAのサービスを提供する事業所については、平成29年3月中に指定の申請が必要となります。また、札幌市の事業所が石狩市民の方の利用を開始するためには、石狩市の指定が必要となります。

【渡辺（教）委員】

2ページ目の要支援者への訪問介護の提供内容について、集計の対象者数は全体で何名なののでしょうか？

【事務局：内藤主幹】

430名程度です。

【須貝委員】

要支援ですと有効期間が示されていますが、チェックリストによって事業該当となった場合については有効期間はあるのでしょうか？

【事務局：内藤主幹】

国のガイドラインでは有効期間は定めないとなっていますが、市町村で決めていくべきであると思っております。有効期間を設けるのか、あえて有効期間を定めず、ケアマネジメントの中で推移を見守っていく方が効果的なのかなど現在検討中でございます。

【須貝委員】

チェックリストによってケアマネジメントされた方はどなたが見守っていくこととなりますか。包括と考えてよろしいのでしょうか？

【事務局：内藤主幹】

そのとおりでございます。

【橋本（透） 副会長】

最初から生活援助のみ利用したい方については、チェックリストで判断されることとなるのでしょうか？

【事務局：二上主査】

そのとおりでございます。

【橋本（透） 副会長】

住宅改修や福祉用具貸与だけ利用する方も介護認定を受けているところですが、今後認定件数は減っていくこととなりますか？

【事務局：内藤主幹】

総合事業を開始した場合は要介護・要支援認定の有効期間を最大で24ヶ月とすることができるとなっているため、段階的に減っていくことは考えられます。

【橋本（透） 副会長】

訪問介護で身体介護と生活援助を両方利用される方はいるのでしょうか？

【事務局：内藤主幹】

おります。ただし、現行どおりのサービスを受ける場合のみです。

【橋本（伸） 会長】

ほかにございせんか。ないようですので、質疑を終わらせていただきます。

次に（２）の「地域密着型サービス事業について」を議題といたします。

①「地域密着型サービス事業所の廃止・開始予定について」と②の「地域密着型サービス事業所の公募について」を関連がありますので、合わせて事務局から説明をお願いします。

【事務局：宮主査説明 資料P 1 1～1 2】

（２）地域密着型サービス事業について

①「地域密着型サービス事業所の廃止・開始予定について」

②「地域密着型サービス事業所の公募について」

【橋本（伸）会長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、このことについて何か質問等ありますか。

【橋本（透）副委員】

石狩市の介護計画の中でこの看護小規模多機能型居宅介護を公募する計画はあるのでしょうか？

【事務局：宮主査】

事業計画の計画にはございません。しかし、居宅系のサービスについては、指定の申請があった場合については、指定することができることを道にも確認済みでございます。

【渡辺（教）委員】

市内のグループホームにおいて、１１月１日現在で９名の待機者数がいるということですが、石狩圏域の中で定員と入居者は何名となっていますか？

【事務局：宮主査】

定員は２１６名で入居者は２０７名となっております。

【橋本（透）副委員】

サービス付高齢者住宅が建てられてからグループホームに空きがでてきておりますが、公募する必要があるのかどうか疑問に思いますがいかがでしょうか？

【事務局：巴課長】

サービス付き高齢者住宅の入居者の認知症が進みグループホームに戻るという話も聞いております。また、有料老人ホームの未届け扱いになっているホームについてもグループホームに入居希望されている方もおります。

【橋本（透）副委員】

例えば、現在1ユニットでやっているグループホームが、もう1ユニット増やしたいという法人はあるのでしょうか？

【事務局：巴課長】

そのような法人もあるようです。

【橋本（透）副委員】

はい。わかりました。

【橋本（伸）会長】

ほかにございませんか。ないようですので、質疑を終わらせていただきます。

まだお時間もございますので、本日の議題に係わらず、何かご意見があればいただきたいのですが、いかがでしょうか。

【渡辺（愛）委員】

たまたま町内会で独居の方が滑って転んでしまったようなのですが、見かけた方がすぐに手助けをし、地域の民生委員に連絡し、大事に至らなかったということを聞きました。町内会では横の連携ができていると感じ、とてもうれしく思いました。

小さな町ですので、まだまだ横の連携を行い福祉全体をうまくやっていってほしいと願っております。また、広報に色々なことをわかりやすく載せていただきたいと思います。

市民の方々には、この町に住んで良かったと思っていただきたいですし、私もそのお手伝いをしていきたいと考えておりますので、今後もよろしくお願いします。

【奥山委員】

今回の議題については、国の施策に基づいて行うものですから承知しますが、市民に対して手引書を作成するなど、わかりやすい情報提供をお願いしたいと思います。

【堀内委員】

総合事業において、身体介護と生活援助のサービス区分について市として独自に考えてもよいのかと思います。

【橋本（伸）会長】

ありがとうございました。総合事業について、市民への情報はわかりやすく広報していただければと思います。

次第の4になります「その他」としまして事務局から何かありますか？

【事務局：巴課長】

次回の開催であります、第1回の協議会でもお話ししたとおり、2月に開催ということになりますが、今年度は本日を含め3回の開催を予定しておりますことをご了承願います。

また、奥山委員についてですが、民生委員協議会からの推薦で委員としてお世話になっておりましたが、平成28年11月30日をもって民生委員を辞職されることから本委員についても同日で解任されますことをご報告いたします。これまで大変ありがとうございました。

【橋本（伸）会長】

次回の開催は2月ということで話がありましたが、事務局におかれましては、早めの日程調整と資料の送付をお願いいたします。

これで平成28年度 第2回介護保険事業運営推進協議会を終了いたします。

お疲れ様でした。

平成28年12月15日 議事録確定

会長署名

橋 本 伸 也